

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第十号)(防犯・交通安全課)

一 趣旨

県内における犯罪の情勢等社会状況の変化を踏まえ、時代の変化に対応した防犯のまちづくりを推進するとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 前文

社会状況の変化を踏まえた記述に改める。

(二) 基本理念

高齢者、女性等を、犯罪被害から守る対象として追加する。

(三) 啓発活動及び広報活動

県は、防犯のまちづくりについての啓発活動及び広報活動を行う旨を新たに規定する。

(四) 子供、高齢者、女性等の安全の確保

県は、子供、高齢者、女性等犯罪被害を受けやすい者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努める旨を新たに規定する。

(五) 児童等の教育の充実

県は、児童等が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童等が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努める旨を新たに規定する。

三 施行期日

平成二十七年四月一日